

平成 28 年熊本地震で被害を受けた建築物等の建築確認等 手数料の減免措置について

熊本県土木部建築住宅局建築課

平成 28 年熊本地震で被害を受けた建築物所有者等の経済的負担を軽減するため、建築基準法の各種申請手数料について、減免措置（全額免除）を行います。

1 全額免除する手数料一覧

	手数料名称	手数料額	全額免除の要件 (A 被害区分)※
建築確認・ 検査手数料	建築物の確認申請・変更確認申請	12,000~797,000 円	罹災証明書で 「 <u>半壊</u> 」以上 ※ <u>建築設備、工作物</u> <u>については、減免の</u> <u>対象となる建築物</u> <u>に付随するもの</u>
	建築物の完了検査	22,000~683,000 円	
	建築物の完了検査（中間検査を受けたもの）	24,000~683,000 円	
	建築物の中間検査	22,000~668,000 円	
	建築設備の確認申請	11,000 円	
	建築設備の変更確認申請	7,000 円	
	建築設備の完了検査	16,000 円	
	工作物の確認申請	11,000 円	
	工作物の変更確認申請	6,000 円	
	工作物の完了検査	12,000 円	
許可・ 認定手数料	仮使用の認定【7 条の 6】	120,000 円	罹災証明書で 「 <u>半壊</u> 」以上
	敷地と接道との関係の建築許可【43 条 2 項 1 号】	27,000 円	
	敷地と接道との関係の建築許可【43 条 2 項 2 号】	33,000 円	
	用途地域等の建築許可【48 条関係】	180,000 円他	
	特殊建築物（産廃施設等）の敷地許可【51 条】	160,000 円	
	建築物の高さの許可【55 条 3 項】	160,000 円	
	日影による建築物高さの特例許可【56 条の 2】	160,000 円	
	仮設建築物の許可【85 条関係】	120,000 円他	

※市町村により証明書の発行形式が異なる場合はご相談ください。

※被災証明書の場合は、被災の程度等を踏まえ、個別に可否を判断します。

2 全額免除の要件

B 対象者	①罹災証明書等の発行を受けた本人（法人等を含む。）であること。 ②住宅にあっては、本人と同居する者であること。 <u>③過去に同一の罹災証明書等で減免を受けていないこと。</u> <u>④これまでに本人の責めによらない事由により申請手続きが行えな</u> <u>かったもの。</u>
C 用途・規模	①被災した建築物等と同じ用途であること。 （附属する車庫や倉庫等も含む。） ②被災した建築物等と同規模程度であること。

※罹災証明書等の写し及び必要に応じて被災した建築物の図面等を添付してください。

3 その他

被災した建築物を別の土地に建替えする場合や、被災した建築物に代わる仮設建築物を建築する場合も上記手数料の免除対象となります。（個別にご相談ください。）

4 免除期間

災害発生日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで